

行政書士事務所

飯田橋総合法務オフィス 事務所案内

～ 身近な街の法律家『ホームロイヤー』として、～



行政書士事務所 飯田橋 総合
法務 オフィス



事務所概要

事務所名	行政書士事務所 飯田橋総合法務オフィス
所在地	〒162-0822 東京都新宿区下宮比町2-28 飯田橋ハイタウン1104
電話番号	03-5206-7773
FAX 番号	03-5206-7780
メールアドレス	info@e-gyoseishoshi.com
営業時間	平日9:30~18:30
代表者	行政書士 小竹 広光 (東京都行政書士会新宿支部所属)
設立年月日	平成20年4月2日
交通	飯田橋駅徒歩1分 (JR/地下鉄メトロ/都営大江戸線)

代表者ご挨拶

私は、特に誇れるような学歴も肩書きもありません。

両親の離婚などを経験し、養護施設に預けられたりした時期もありましたが、通信制でかろうじて高校卒業の資格は得ました。

解体屋や引越屋、水商売などを転々とし、20代の頃に一度、自分自身で飲食店を経営し、

「地球はオレを中心に回っている」という錯覚に陥ったことのある、愚か者でした。

そして、その後、消費者金融で店長や法務統括責任者など7年経験し、「法律」に惹かれ、弁護士事務所で5年、いわゆる「パラリーガル」として、様々な事件の事務を取り扱わせて頂きました。

また、自分自身でも離婚を経験し、身内の交通事故や詐欺被害の解決のために翻弄したこともありました。

そして、これらの、私の今までの経験を基に、なにか人の役に立つ仕事がしたい、と考え、行政書士という職業を選びました。

弁護士事務所に勤めているとき、つくづく感じたのは、

「もう少し早く相談に来てくれれば、こんなに大変にならないで済んだのではないか」と感じる方があまりに多かったということです。

その点、行政書士の使命は「予防法務」です。契約書や内容証明の作成、その他の文書作成などによって紛争を未然に防止し、法的によりよい環境をつくり、社会に貢献する。これが私の理想とする「行政書士」像であります。

行政書士 小竹 広光

飯田橋総合法務オフィス

<http://www.e-gyoseishoshi.com/>



男女トラブル.com

<http://www.danjo-trouble.com/>



離婚協議書／公正証書

<http://kouseishousho.jp/rikon/>



慰謝料請求.jp

<http://isharyouseikyuu.jp/>



不倫慰謝料請求相談室

<http://www.hurin-isharyou.com/>



離婚相談. b z

<http://www.rikon-soudan.bz/>



公正証書作成ガイド

<http://www.kouseishousho.jp/>



内容証明作成相談室

<http://www.naiyoushoumei.net/>



消滅時効の援用

<http://jikou.naiyoushoumei.net/>



主な業務提携先の土業者

弁護士 斎藤 勝 先生

斎藤勝法律事務所（東京都新宿区）

弁護士 小森 泰次郎 先生

飯田橋総合法律事務所（東京都新宿区）

弁護士 野村 義造 先生

野村義造法律事務所（東京都港区）

弁護士 羽賀 裕之 先生

Jウイング総合法律事務所（東京都新宿区）

弁護士 安達 浩之 先生

アクティブ法律事務所（東京都中央区）

弁護士 仲宗根 朝洋 先生

弁護士法人 さくらパートナーズ（埼玉県さいたま市）

弁護士 木原 輝貴 先生

弁護士 若井 亮 先生

弁護士 若林 翔 先生

グラディアトル法律事務所（東京都新宿区）

司法書士 坂本 知昭 先生

アイクス司法書士事務所（東京都中央区）

司法書士 尾形 光司 先生

ライトハウス司法書士事務所（東京都新宿区）

司法書士 青山 昇平 先生

あおぞら法務司法書士事務所（東京都新宿区）

税理士 麻生 昌敬 先生

麻生昌敬税理士事務所（東京都文京区）

以上、順不同。他多数有。

CONCEPT 1 しっかりとお客様の話を聞く



法律理論や手続上の決まりに振り回されず、できるだけそれぞれのお客様のご希望や状況に合わせた対応を心がけています。そのために、何よりもまずお客様のお話をしっかりと聞くことから始めています。

CONCEPT 2 申請先や相手方とのバランスをとる



申請先の行政機関（官公庁）や契約の相手方との意見や日程の調整がうまくつかない場合が多々あります。関係当事者全体のバランスとうまくとり、Win-Win の関係を常に念頭に業務に向き合うことを心がけています。

CONCEPT 3 常に謙虚に自分自身を磨いていく



常に、自分が未熟でお客様に満足して頂けなかったのではないかと、また、本当にお客様がしてほしいこととずれたことをしていたのではないかと、と考えてみる姿勢を忘れないよう、毎日の業務に取り組んでいます。

CONCEPT 4 日々勉強。奢れる者久しからず



書類作成や許認可において、申請方法や手続、法律の改正や判例による解釈の変更など、常に世界は変わっていきます。黙っていても誰も教えてはくれません。「知ってるつもり」にならないよう、常に勉強することを心掛けています。



報酬規定

書類作成関係業務		報酬
内容証明の作成代理	一般定形(本人名義)	7,500 円
	一般定形(行政書士名義)	15,000 円
および発送の代行	個別作成	30,000 円～
各種契約書作成	一般定形	30,000 円～
	一般定形(作成者行政書士名義)	50,000 円～
	個別作成	50,000 円～
公正証書の原案作成、手続代理	離婚	50,000 円～70,000 円
	金銭消費貸借、債務弁済、示談・和解、 遺言、任意後見、遺産分割協議書、その他の契約書	70,000 円～90,000 円
		70,000 円～
契約書リーガルチェック	一般定形	15,000 円
	定形外	30,000 円～
	専門技術的な契約書	50,000 円～
示談書・和解証書の作成		30,000 円～
告訴・告発状作成	一般定形(窃盗、傷害)	50,000 円～100,000 円
	定形外	150,000 円～200,000 円
離婚関係業務		報酬
離婚協議書作成	通常	30,000 円～70,000 円
	公正証書	50,000 円～90,000 円
慰謝料等請求手続き代行業務		報酬
慰謝料等の請求手続き	※損害賠償請求書面(内容証明)の作成、	着手金
サポート業務	示談書・和解書の作成、文面チェック、	

(不倫・婚約破棄・ 暴行・傷害・DV・ 名誉棄損・セクハラ・ ストーカー被害、他)	承諾書・回答書・誓約書・念書その他の書面作成。 ※請求書面～示談書の取り交わしまで 必要文書の作成一式を完全サポート	→30,000 円 成功報酬 →経済的利益の 10%～20%
--	--	--

遺言・相続関係業務		報酬
遺言書作成	自筆遺言書(自筆証書遺言)原案	30,000 円
	公正証書遺言書(遺言公正証書)	70,000 円
	秘密遺言書(秘密証書遺言)	70,000 円
相続関係説明図作成(戸籍謄本・除籍謄本・改正原戸籍等一式取り寄せ)		30,000 円～
遺産目録作成(金融機関、不動産、生命保険・信用情報センターなどへの照会／相続財産の調査)		30,000 円～
遺言公正証書の証人代行		1 名 10,000 円／2 名 20000 円
遺産分割協議書作成		50,000 円～100,000 円
遺留分減殺請求書面作成		30,000 円～
遺言執行手続		300,000 円～
成年後見契約		月 30,000 円～
法務顧問		報酬
法務顧問契約	企業の法務顧問(メール)	月額 10,000 円～
	企業の法務顧問(月1回訪問)	月額 30,000 円～
	個人の民事法務顧問	月額 3,000 円～

附則
※印紙・郵券・旅費交通費・手数料等の実費、及び消費税は別途頂きます。
※案件の内容によってはお受け出来ないか、割増料金になる場合もございます。



当事務所では、「街の法律家」行政書士が、様々な民事トラブルに関する**無料法律相談**を承っております。

あなたのお悩み解決&トラブル予防を支援・サポート致します。

個人の方はすべて**相談無料!**

正式なご依頼を頂くまで、費用は一切頂きません。

お気軽にお問い合わせ下さい。



行政書士事務所 **飯田橋 総合 法務** オフィス

～ 街の法律家として、
ホームロイヤーとして、 ～

〒162-0822

東京都新宿区下宮比町2-28

飯田橋ハイタウン1104

TEL: 03-5206-7773

FAX: 03-5206-7780

営業: 月曜～金曜 9:30～18:30

休業: 土曜・日曜・祝祭日

代表者: 行政書士 小竹 広光

所属: 東京都行政書士会 新宿支部

登録番号: 第08080422号

オフィシャル: <http://www.e-gyoseishoshi.com/>

メール: info@e-gyoseishoshi.com